

平成27年度開所予定の認可保育所の利用定員について

●確認制度における利用定員の概要

子ども・子育て支援新制度においては、認可を受けた施設・事業者からの申請に基づき、本市が認定区分ごとの利用定員を認可定員の範囲内で定めたいうえて、給付対象施設・事業となることを「確認」する。

なお、子ども・子育て支援法施行の際、現に認可を受けている保育所等については、別段の申し出があった場合を除き、申請を行わなくても「確認」があったものとみなす（＝「みなし確認」）。

●利用定員を定めるに必要な手続き

- ①市町村子ども・子育て会議等の意見聴取（子ども・子育て支援法第31条2項）
- ②都道府県知事への協議（子ども・子育て支援法第31条3項）

※子ども・子育て支援法第31条の規定では、確認については、「教育・保育施設」の設置者からの申請により、市町村長が行うこととされている。

神奈川県における翌年度4月1日開所の施設等にかかる認可・認定は、3月下旬となることから、神奈川県においては、「教育・保育施設の設置者」及び「教育・保育施設の設置を予定している者」の申請を子ども・子育て支援法第31条1項にかかる申請とみなす。

●平成27年4月1日開所予定の認可保育所の利用定員について

認可を受けた場合に決定すると想定される認可定員数等から以下のとおり利用定員数を設定します。

施設名称	住 所	開所年月日 (予定)	認可定員 (予定)	利用定員		
				2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)
にじいろ保育園本鵜沼	藤沢市鵜沼桜が岡3-4-15	H27.4.1	80	48	6	26
湘南台もりのこ保育園	藤沢市湘南台1-21-10	H27.4.1	90	54	6	30
湘南台南保育園	藤沢市湘南台2-31-11	H27.4.1	72	39	9	24
湘南まるめろ保育園	藤沢市城南1-16-16	H27.4.1	88	48	9	31

【参考】子ども・子育て支援法

(定義)

第6条 (略) 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（略）、学校教育法（略）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（中略）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同

項

第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならぬ。